

JFS-C認証プログラム文書（Ver.3.1/Ver.3.2）の本文における対比及び改定の概要

注記：
 赤字部分：ISO 22003-1及びIAF MD25の追加又は新規要求事項 等
 緑文字部分：明確化を目的とした確認的変更 等

認証プログラム文書Ver.3.1	認証プログラム文書Ver.3.2	改定の概要																																																																																																								
<p>1. 本認証プログラムの概要</p> <p>1.4 本認証プログラムが準拠する基準文書 本認証プログラムは、ISO/IEC 17011:2017適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項（以下、「ISO/IEC 17011」という）、ISO/IEC 17021-1:2015適合性評価－マネジメントシステムの審査および認証を行う機関に対する要求事項－第1部：要求事項（以下、「ISO/IEC 17021」という）、ISO/TS 22003:2013食品安全マネジメントシステム－食品安全マネジメントシステムの審査および認証を行う機関に対する要求事項（以下、「ISO/TS 22003」という）、IAF MD4:2018認証審査／認定審査を目的とした情報通信技術（ICT）の利用に関するIAF 基準文書（以下、「IAF MD4」という）に基づくとする。</p>	<p>1. 本認証プログラムの概要</p> <p>1.4 本認証プログラムが準拠する基準文書 本認証プログラムは、ISO/IEC 17011:2017適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項（以下、「ISO/IEC 17011」という）、ISO/IEC 17021-1:2015適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項－第1部：要求事項（以下、「ISO/IEC 17021-1」という）、ISO 22003-1:2022食品安全マネジメントシステムの監査・認証を行う機関に対する要求事項（以下、「ISO 22003-1」という）、IAF MD4:2018認証審査／認定審査を目的とした情報通信技術（ICT）の利用に関するIAF 基準文書（以下、「IAF MD4」という）、IAF MD11:2023統合マネジメントシステムの審査におけるISO/IEC 17021-1の適用に関するIAF 基準文書（以下、「IAF MD11」という）及びIAF MD25：2022適合性評価スキームの評価基準に関するIAF 基準文書（以下、「IAF MD25」という）に基づくとする。</p>	・ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴う変更、及び新規基準文書としてIAF MD11及びIAF MD25の追加																																																																																																								
<p>1.5 本認証プログラムの対象となる規格 本認証プログラムは、JFS-C 規格（以下、本規格と称する）の認定・認証プログラムを定めるものであり、本規格が対象とするセクターは、「食品の製造セクター（CI, CII, CIII, CIV）」及び「化学製品（生化学製品を含む）の製造（添加物、ビタミン、ミネラル、培養物、香料、酵素及び加工助剤等の製造）セクター（K）」である。</p>	<p>1.5 本認証プログラムの対象となる規格 本認証プログラムは、JFS-C 規格（以下、本規格と称する）の認定・認証プログラムを定めるものであり、本規格が対象とするセクターは、「食品の製造セクター（CI, CII, CIII, CIV）」及び「化学及びバイオ化学製品の製造（食品原料または食品製造の加工助剤として使用される化学製品（生化学製品を含む）及び培養物の製造）セクター（K）」である。</p>	・JFS-B規格Ver.3.0規格との整合 ・JAB発行「24-認シ第 0002 号（ISO 22003-1：2022、及びFSSC 22000 Version 6.0 への認定の移行後のフードチェーンカテゴリ（和文）表記について）」に扱い、セクター表記についてISO22003-1：2022の表記を踏襲した。																																																																																																								
<p>表 1 JFS-C規格文書がカバーする対象セクター一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>セクター/サブセクター</th> <th>コード</th> <th>セクター/サブセクター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AI</td> <td>肉/牛乳/卵/蜂蜜等の動物の飼育</td> <td>FI</td> <td>小売卸売</td> </tr> <tr> <td>AII</td> <td>魚介類の養殖</td> <td>FII</td> <td>フードローカー/エージェント</td> </tr> <tr> <td>BI</td> <td>植物の栽培（穀物と豆類以外を除く）</td> <td>H</td> <td>食品安全サービスの提供</td> </tr> <tr> <td>BII</td> <td>穀物と豆類の栽培</td> <td>G</td> <td>保管・流通サービスの提供</td> </tr> <tr> <td>BIII</td> <td>植物製品の前処理</td> <td>I</td> <td>食品包装の生産</td> </tr> <tr> <td>CO</td> <td>動物の一次変換</td> <td>J</td> <td>食品の建物および処理装置の衛生的な設計（建設業者および機器メーカー向け）</td> </tr> <tr> <td>CI</td> <td>腐敗しやすい動物性製品の加工</td> <td>JI</td> <td>食品の建物および処理機器の衛生的な設計（建物および機器のユーザー向け）</td> </tr> <tr> <td>CII</td> <td>腐敗しやすい植物性製品の加工</td> <td>JII</td> <td>食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物および機器のユーザー向け）</td> </tr> <tr> <td>CIII</td> <td>腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工（混合製品）</td> <td>JIII</td> <td>食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物及び機器のユーザー向け）</td> </tr> <tr> <td>CIV</td> <td>常温保存製品の加工</td> <td>K</td> <td>化学製品（生化学製品を含む）の製造（添加物、ビタミン、ミネラル、培養物、香料、酵素及び加工助剤等の製造）</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>飼料の製造</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>ケータリング</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>参照：The GFSI Benchmarking Requirements version 2020 PART I</p>	コード	セクター/サブセクター	コード	セクター/サブセクター	AI	肉/牛乳/卵/蜂蜜等の動物の飼育	FI	小売卸売	AII	魚介類の養殖	FII	フードローカー/エージェント	BI	植物の栽培（穀物と豆類以外を除く）	H	食品安全サービスの提供	BII	穀物と豆類の栽培	G	保管・流通サービスの提供	BIII	植物製品の前処理	I	食品包装の生産	CO	動物の一次変換	J	食品の建物および処理装置の衛生的な設計（建設業者および機器メーカー向け）	CI	腐敗しやすい動物性製品の加工	JI	食品の建物および処理機器の衛生的な設計（建物および機器のユーザー向け）	CII	腐敗しやすい植物性製品の加工	JII	食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物および機器のユーザー向け）	CIII	腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工（混合製品）	JIII	食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物及び機器のユーザー向け）	CIV	常温保存製品の加工	K	化学製品（生化学製品を含む）の製造（添加物、ビタミン、ミネラル、培養物、香料、酵素及び加工助剤等の製造）	D	飼料の製造			E	ケータリング			<p>表 1 GFSI によるセクター一覧</p> <p>*GFSI が提示するセクターのうち本規格及び認証プログラム文書が対象とするセクターを枠で囲んでいる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>セクター/サブセクター</th> <th>コード</th> <th>セクター/サブセクター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AI</td> <td>肉 / 乳 / 卵 / 蜂蜜のための動物の飼養</td> <td>FI</td> <td>小売 / 卸売</td> </tr> <tr> <td>AII</td> <td>魚及び海産物の飼養</td> <td>FII</td> <td>仲買 / 取引</td> </tr> <tr> <td>BI</td> <td>農業 - 作物（穀物及び豆類を除く）の取扱い</td> <td>G</td> <td>輸送及び保管サービス</td> </tr> <tr> <td>BII</td> <td>農業 - 穀物及び豆類の取扱い</td> <td>H</td> <td>サービス</td> </tr> <tr> <td>BIII</td> <td>植物製品の前工程の取扱い</td> <td>I</td> <td>包装資材の製造</td> </tr> <tr> <td>CO</td> <td>畜産・水産 - 第一次処理</td> <td>J</td> <td>食品の建物及び処理装置の衛生的な設計（建設業者及び機器メーカー向け）</td> </tr> <tr> <td>CI</td> <td>腐みやすい動物性製品の加工</td> <td>JI</td> <td>食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物及び機器のユーザー向け）</td> </tr> <tr> <td>CII</td> <td>腐みやすい植物由来の製品の加工</td> <td>JII</td> <td>食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物及び機器のユーザー向け）</td> </tr> <tr> <td>CIII</td> <td>腐みやすい動物性及び植物性製品の加工（混合製品）</td> <td>JIII</td> <td>食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物及び機器のユーザー向け）</td> </tr> <tr> <td>CIV</td> <td>常温保存製品の加工</td> <td>K</td> <td>化学及びバイオ化学製品（食品原料または食品製造の加工助剤として使用される化学製品（生化学製品を含む）及び培養物の製造）</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>飼料及び動物用食品の加工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>ケータリング / フードサービス</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>参照：The GFSI Benchmarking Requirements version 2020 PART I</p>	コード	セクター/サブセクター	コード	セクター/サブセクター	AI	肉 / 乳 / 卵 / 蜂蜜のための動物の飼養	FI	小売 / 卸売	AII	魚及び海産物の飼養	FII	仲買 / 取引	BI	農業 - 作物（穀物及び豆類を除く）の取扱い	G	輸送及び保管サービス	BII	農業 - 穀物及び豆類の取扱い	H	サービス	BIII	植物製品の前工程の取扱い	I	包装資材の製造	CO	畜産・水産 - 第一次処理	J	食品の建物及び処理装置の衛生的な設計（建設業者及び機器メーカー向け）	CI	腐みやすい動物性製品の加工	JI	食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物及び機器のユーザー向け）	CII	腐みやすい植物由来の製品の加工	JII	食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物及び機器のユーザー向け）	CIII	腐みやすい動物性及び植物性製品の加工（混合製品）	JIII	食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物及び機器のユーザー向け）	CIV	常温保存製品の加工	K	化学及びバイオ化学製品（食品原料または食品製造の加工助剤として使用される化学製品（生化学製品を含む）及び培養物の製造）	D	飼料及び動物用食品の加工			E	ケータリング / フードサービス			・JFS-B規格Ver.3.0規格との整合 ・JAB発行「24-認シ第 0002 号（ISO 22003-1：2022、及びFSSC 22000 Version 6.0 への認定の移行後のフードチェーンカテゴリ（和文）表記について）」に扱い、セクター表記についてISO22003-1：2022の表記を踏襲した。（但し、Jセクターについては、区分、抽象度共に、GFSIのカテゴリと異なるため、変更はしていない。）
コード	セクター/サブセクター	コード	セクター/サブセクター																																																																																																							
AI	肉/牛乳/卵/蜂蜜等の動物の飼育	FI	小売卸売																																																																																																							
AII	魚介類の養殖	FII	フードローカー/エージェント																																																																																																							
BI	植物の栽培（穀物と豆類以外を除く）	H	食品安全サービスの提供																																																																																																							
BII	穀物と豆類の栽培	G	保管・流通サービスの提供																																																																																																							
BIII	植物製品の前処理	I	食品包装の生産																																																																																																							
CO	動物の一次変換	J	食品の建物および処理装置の衛生的な設計（建設業者および機器メーカー向け）																																																																																																							
CI	腐敗しやすい動物性製品の加工	JI	食品の建物および処理機器の衛生的な設計（建物および機器のユーザー向け）																																																																																																							
CII	腐敗しやすい植物性製品の加工	JII	食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物および機器のユーザー向け）																																																																																																							
CIII	腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工（混合製品）	JIII	食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物及び機器のユーザー向け）																																																																																																							
CIV	常温保存製品の加工	K	化学製品（生化学製品を含む）の製造（添加物、ビタミン、ミネラル、培養物、香料、酵素及び加工助剤等の製造）																																																																																																							
D	飼料の製造																																																																																																									
E	ケータリング																																																																																																									
コード	セクター/サブセクター	コード	セクター/サブセクター																																																																																																							
AI	肉 / 乳 / 卵 / 蜂蜜のための動物の飼養	FI	小売 / 卸売																																																																																																							
AII	魚及び海産物の飼養	FII	仲買 / 取引																																																																																																							
BI	農業 - 作物（穀物及び豆類を除く）の取扱い	G	輸送及び保管サービス																																																																																																							
BII	農業 - 穀物及び豆類の取扱い	H	サービス																																																																																																							
BIII	植物製品の前工程の取扱い	I	包装資材の製造																																																																																																							
CO	畜産・水産 - 第一次処理	J	食品の建物及び処理装置の衛生的な設計（建設業者及び機器メーカー向け）																																																																																																							
CI	腐みやすい動物性製品の加工	JI	食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物及び機器のユーザー向け）																																																																																																							
CII	腐みやすい植物由来の製品の加工	JII	食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物及び機器のユーザー向け）																																																																																																							
CIII	腐みやすい動物性及び植物性製品の加工（混合製品）	JIII	食品の建物及び処理機器の衛生的な設計（建物及び機器のユーザー向け）																																																																																																							
CIV	常温保存製品の加工	K	化学及びバイオ化学製品（食品原料または食品製造の加工助剤として使用される化学製品（生化学製品を含む）及び培養物の製造）																																																																																																							
D	飼料及び動物用食品の加工																																																																																																									
E	ケータリング / フードサービス																																																																																																									
<p>1.6 本認証プログラム運営組織 1.6.1 本協会の業務組織は、理事会、評議員会、監事および協会事務局から構成される。各組織体に関する規程は定款に定め、それぞれの主な機能や権限については以下のとおりである。 1) 理事会は、協会の業務執行に関わる事項を決議し、規格の基準文書（認証プログラム文書及びJFS-C規格文書）、並びに、本認証プログラムに関連する規程類などを承認する。 1.6.3 理事会は、認定機関および認証機関およびGFSIと連絡を担当する代表者を協会事務局員の中から任命する。 1.6.4 本認証プログラムを運営する組織の責任や権限については、「JFS-C認証プログラム組織規程」に定める。</p>	<p>1.6 本認証プログラム運営組織 1.6.1 本協会の業務組織は、理事会、評議員会、監事及び協会事務局から構成される。各組織体に関する規程は定款に定め、それぞれの主な機能や権限については以下のとおりである。 1) 理事会は、協会の業務執行に関わる事項を決議し、規格の基準文書（認証プログラム文書及びJFS-C規格文書）などを承認する。 1.6.3 本協会は認定機関及び認証機関およびGFSIと連絡を担当する代表者を協会事務局員の中から任命し、その任命について理事会に報告する。</p>	現状の運用状況に即した見直し 現状の運用状況に即した見直し																																																																																																								
<p>2. 認証プログラムオーナーに関する規則</p> <p>2.5 本認証プログラムの認証に係るロゴマークの使用 本認証プログラムは、組織の食品安全マネジメントシステムを認証するためのものであり、製品自体の食品安全を認証するものではないことから、本規格の認証を取得した事業所で製造された製品であっても、あたかも個別の製品が食品安全基準に適合したように誤認されるようなロゴマークや記述を、当該製品に表示することは認めない。 本認証プログラムの認証に係るロゴマークの運用は、「JFS-C認証ロゴ取扱規程」にて定める。</p>	<p>2. 認証プログラムオーナーに関する規則</p> <p>2.5 本認証プログラムの認証に係るロゴマークの使用 本認証プログラムは、組織の食品安全マネジメントシステムを認証するためのものであり、製品自体の食品安全を認証するものではないことから、本規格の認証を取得した事業所で製造された製品であっても、あたかも製品が食品安全マネジメントシステムの認証を取得したように誤認されるようなロゴマークや記述を当該製品及びその製品包装（一次包装及び二次包装を含む）に表示することは認めない。 本認証プログラムの認証に係るロゴマークの運用は、「JFS-C認証ロゴ取扱規程」にて定める。</p>	ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴い、製品包装へのラベル及び表記に係る要求事項が追加されたことに伴う要求事項の強化																																																																																																								
<p>2.6 認定活動における相互承認規定 本規格および認証プログラムに基づき、本協会は、JFS-Cの認証書を発行する認証機関が、国際認定フォーラム（IAF）のメンバーであり、国際相互承認規定（MLA）に調印した認定機関の認定を受けていることを確実にする。また、認定機関は、ISO/IEC 17011の要求事項および以下の4.2に示す追加要求事項を満たし、かつ国際認定フォーラム（IAF）のメンバーであり、さらにIAFの国際相互承認協定の調印機関（レベル4：ISO/TS 22003:2013）であることを確実にする。</p>	<p>2.6 認定活動における相互承認規定 本規格及び認証プログラムに基づき、本協会は、JFS-Cの認証書を発行する認証機関が、国際認定フォーラム（IAF）のメンバーであり、国際相互承認規定（MLA）に調印した認定機関の認定を受けていることを確実にする。また、認定機関は、ISO/IEC 17011の要求事項及び以下の4.2に示す追加要求事項を満たし、かつ国際認定フォーラム（IAF）のメンバーであり、さらにIAFの国際相互承認協定の調印機関（MLA）（レベル4で対応可能なISO/TS 22003:2013、あるいはISO 22003-1:2022）であることを確実にする。</p>	ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴う変更																																																																																																								
<p>3. JFS-C基準文書の開発・改定と運用におけるインテグリティ</p> <p>3.1 JFS-C基準文書開発・改定プロセス 2) 協会事務局は、基準文書案をウェブサイトに掲載して公表し、最低でも2週間、パブリックコメントを募集する。 3) 協会事務局は、その開発中の基準文書案についてステークホルダー委員会との協議の場を設ける。 13) 認証プログラムの新バージョンを発効した場合、本協会は認証機関におけるバージョン移行に関するガイダンスや要求事項を公表する。それには、以下のような要素を含むものとする。</p>	<p>3. JFS-C基準文書の開発・改定と運用におけるインテグリティ</p> <p>3.1 JFS-C基準文書開発・改定プロセス 2) 協会事務局は、基準文書案をウェブサイトに掲載して公表し、最低でも2週間、パブリックコンサルテーションを実施する。 3) 協会事務局は、その開発中の基準文書案について、必要な場合にステークホルダー委員会との協議の場を設ける。 13) 認証プログラムの新バージョンを発効した場合、本協会は認証機関におけるバージョン移行に関するガイダンスや要求事項を文書管理規程に従って公表する。それには、以下のような要素を含むものとする。</p>	表記の補足修正 表記の補足修正																																																																																																								
<p>3.2 本認証プログラムの運用とインテグリティ 3.2.1 本協会は、契約した認定機関との定期的な交流やコミュニケーション（CPO・AB・CBでのハートナゼーション会議）を図り、認定した認定機関が、ISO/IEC 17021、ISO/TS 22003およびIAF MD4に基づいて認証活動していることを確実にする。 3.2.2 本協会は、本認証プログラムを運用するに当たり、全ての認定機関との間でISO/IEC 17021、ISO/TS 22003およびIAF MD4に基づいて認証活動していること及び該当する認証活動に関して強制力のある契約を締結する。</p>	<p>3.2 本認証プログラムの運用とインテグリティ 3.2.1 本協会は、契約した認定機関との定期的な交流やコミュニケーション（CPO・AB・CBでのハートナゼーション会議）を図り、認定した認定機関が、ISO/IEC 17021-1、ISO 22003-1、IAF MD4及びIAF MD25に基づいて認証活動していることを確実にする。 3.2.2 本協会は、本認証プログラムを運用するに当たり、全ての認定機関との間でISO/IEC 17021-1、ISO 22003-1、IAF MD4及びIAF MD25に基づいて認証活動していること及び該当する認証活動に関して強制力のある契約を締結する。</p>	ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴う変更、及び新規基準文書としてIAF MD25の追加 ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴う変更、及び新規基準文書としてIAF MD25の追加																																																																																																								
<p>4. 認定機関に対する要求事項</p> <p>4.1 認定機関に対する要求事項 4.1.1 本認証プログラムに基づいて認証機関の認定を行う認定機関は、ISO/IEC 17011：2017の要求事項および以下の4.2に示す追加要求事項を満たし、かつ国際認定フォーラム（IAF）のメンバーでなければならない。さらにIAFの国際相互承認協定の調印機関（レベル4：ISO/TS 22003:2013）でなければならない。</p>	<p>4. 認定機関に対する要求事項</p> <p>4.1 認定機関に対する要求事項 4.1.1 本認証プログラムに基づいて認証機関の認定を行う認定機関は、ISO/IEC 17011：2017の要求事項及び以下の4.2に示す追加要求事項を満たし、かつ国際認定フォーラム（IAF）のメンバーでなければならない。さらにIAFの国際相互承認協定の調印機関（MLA）（レベル4で対応可能なISO/TS 22003:2013、あるいはISO 22003-1:2022）でなければならない。</p>	ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴う変更																																																																																																								
<p>4.2 ISO/IEC 17011：2017への追加要求事項 4.2.1 本協会は適合性評価機関に対する要求事項 ISO/IEC17011：2017に付随する要求事項を以下に示す。 2) 情報に関する要求事項 [8.1, 8.2] ③認定機関は、協会に対し、以下のa)からc)の情報を選滞なく、d) の情報を協会から求めがあった場合に報告しなければならない。 a) 認定の一時停止、取り消し、セクターの認定の縮小 b) 認定ステータスを損なう恐れのある苦情 c) 重大な不適合（認定の妥当性に影響を及ぼす可能性のある不適合） d) 認定機関に対して実施した認定審査に関する情報</p>	<p>4.2 ISO/IEC 17011：2017への追加要求事項 4.2.1 本協会は適合性評価機関に対する要求事項 ISO/IEC17011：2017に付随する要求事項を以下に示す。 2) 情報に関する要求事項 [8.1, 8.2] ③認定機関は、協会に対し、以下のa)からc)の情報を選滞なく、d) の情報は協会から求めがあった場合に、e)の情報は判定終了後に報告しなければならない。 a) 認定の一時停止、取り消し、セクターの認定の縮小 b) 認定ステータスを損なう恐れのある苦情 c) 重大な不適合（認定の妥当性に影響を及ぼす可能性のある不適合） d) 認定機関に対して実施した認定審査に関する情報 e) 認定審査のサマリー</p>	新規基準文書としてIAF MD25の追加に伴う要求事項の追加																																																																																																								
<p>④協会は、認定機関に対し、以下の情報を提供する。 a) 本文書3.6のインテグリティプログラムにより協会が得た認定機関に関する情報 b) 本認証プログラムおよび関連文書の変更に関する情報 c) その他認定審査にあたって必要な情報（認証機関に関する苦情を含む）</p>	<p>④協会は、認定機関に対し、以下の情報を提供する。 a) 本文書3.6のインテグリティプログラムにより協会が得た認定機関に関する情報（KPI分析結果、協会による事務所審査の結果を含む） b) 本認証プログラム及び関連文書の変更に関する情報 c) その他認定審査にあたって必要な情報（認証機関に関する苦情を含む）</p>	新規基準文書としてIAF MD25の追加に伴う要求事項の追加																																																																																																								
<p>17) 認証機関の確認等の結果の共有 認定機関は、協会と協議の上、2)④a)により協会から提供された認定機関に関する情報（KPI、事務所審査で発見された不適合や懸念を含む）をもとに認定機関の適合性・有効性の確認等を行い、協会にその結果を提供するものとする。</p>	<p>18) 妥当性の確認 協会は、プログラム文書の改版に先立ち、認定機関に対してプログラム文書改版の妥当性の確認を求める。この場合に、認定機関による妥当性の確認に必要な日数については、協会と認定機関との間で事前の協議の上合意するものとする。</p>	新規基準文書としてIAF MD25の追加に伴う要求事項の追加																																																																																																								
<p>5. 認証機関に対する要求事項</p> <p>5.1 認証活動を行うための基本要件 5.1.1 認証機関との契約条件 本認証プログラムの認証業務を行う認証機関は、以下の前提条件を満たさなければならない。 2) ISO/IEC 17021、ISO/TS 22003、IAF MD4に基づいて認証活動しており、本協会と契約した認定機関により認定を受ける。</p>	<p>5. 認証機関に対する要求事項</p> <p>5.1 認証活動を行うための基本要件 5.1.1 認証機関との契約条件 本認証プログラムの認証業務を行う認証機関は、以下の前提条件を満たさなければならない。 2) ISO/IEC 17021-1、ISO 22003-1、IAF MD4に基づいて認証活動しており、本協会と契約した認定機関により認定を受ける。</p>	ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴う変更																																																																																																								
<p>5.2 認証活動に関する要求事項 5.2.2 審査の実施</p>	<p>5.2 認証活動に関する要求事項 5.2.2 審査の実施</p>																																																																																																									

<p>2) 認証機関は、以下に従って、審査頻度および審査工数を決定し、審査計画を立てなければならない。</p> <p>① 認証対象となるセクターまたはサブセクターについて、少なくとも1回、各サイトの審査を実施し、規格の全ての要求事項を評価しなければならない</p> <p>② 審査頻度については、過去の審査履歴、規格の適合性に関する指摘事項、製品の季節性、製造能力の増加、組織体制への変化、製品技術の変化、製品タイプの変化を考慮して決定しなければならない。</p> <p>③ ①および②の審査頻度に関わらず、組織に不適合の証拠または疑いがある場合は、サーベイランス審査を追加して行わなければならない。</p> <p>④ 審査工数については付属書 1 に規定する「審査工数決定手順書」に基づいて決定しなければならない。</p> <p>⑤ 事前通告をしない非通知審査を、再認証審査までの期間に行われるサーベイランス審査のうち、少なくとも1回は実施しなければならない。また、その審査の報告書には、審査が非通知で実施されたことを明記しなければならない。</p>	<p>2) 認証機関は、以下に従って、審査頻度及び審査工数を決定し、審査計画を立てなければならない。</p> <p>① 認証対象となるセクターまたはサブセクターについて、少なくとも1回、各サイトの審査を実施し、規格の全ての要求事項を評価しなければならない</p> <p>② 審査頻度については、過去の審査履歴、規格の適合性に関する指摘事項、製品の季節性、製造能力の増加、組織体制への変化、製品技術の変化、製品タイプの変化を考慮して決定しなければならない。</p> <p>③ ①及び②の審査頻度に関わらず、組織に不適合の証拠または疑いがある場合は、サーベイランス審査を追加して行わなければならない。</p> <p>④ 審査工数については付属書1に規定する「審査工数決定手順書」に基づいて決定しなければならない。</p> <p>⑤ 事前通告をしない非通知審査を、再認証審査までの期間に行われるサーベイランス審査のうち、少なくとも1回は実施しなければならない。また、その審査の報告書には、審査が非通知で実施されたことを明記しなければならない。</p> <p>⑥ 本社機能の審査については、8)「本社機能の審査」参照。</p>	<p>ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴い、“multi-site organization (マルチサイト組織)”が定義され、これに「中央機能 (central function) でマネジメントが制御され、製造工程が複数のサイトにまたがる場合」が含まれる旨が明記されたことを踏まえ、サイトとは別に本社機能が存在する場合の審査に係る要求事項を追加</p>
<p>3) 審査員選定手順 認証機関は、審査の公平性を保つために、同一サイトでの連続6回以上の審査をしないように、審査員のローテーションを含む審査員選任の手順がなければならない。</p>	<p>3) 審査員選定手順 認証機関は、審査の公平性を保つために、同一サイトでの連続6回を超える審査をしないように、審査員のローテーションを含む審査員選任の手順がなければならない。</p>	<p>表記の齟齬の修正</p>
	<p>8) 本社機能の審査 ①認証機関は、サイトの認証に関する機能の一部が、審査を受ける組織の他の事業所等によって管理されている場合、この機能 (以下「本社機能」という。) についての審査を実施し、これを認証に含めることとする。この審査には本社機能を担当する要員へのインタビューも含まれる。この本社審査は文書化されるものとする。 ②審査員は、サイトの現地審査との関連性を考慮して本社機能の審査を実施しなければならない。審査員は、本社機能の審査にて食品安全のために定められた要件又は基準を確認し、サイトの現地審査においてそれが現場固有の文書に適切に組み込まれ、現に実施されていることを確認する。 ③本社機能の審査については、現地審査に先立って実施することを基本とする。現地審査を非通知にて実施する場合には、本社機能の審査も非通知で実施することを基本とするが、被監査組織の希望により通知審査で行うことも可能とする。現地審査、本社機能の審査のいずれも、審査報告書に非通知審査・通知審査の範囲を記載しなければならない。</p>	<p>ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴い、“multi-site organization (マルチサイト組織)”が定義され、これに「中央機能 (central function) でマネジメントが制御され、製造工程が複数のサイトにまたがる場合」が含まれる旨が明記されたことを踏まえ、サイトとは別に本社機能が存在する場合の審査に係る要求事項を追加</p>
<p>5.2.3 審査報告書</p> <p>1) 審査報告書の作成 ①審査報告書は、審査員が適切に審査を実施し、組織の適合性を判断していることを証明するための記録である。認証機関は、審査報告書の準備および作成のための明確な仕組みを持たなければならない。認証機関は、この仕組みに従って審査報告書を作成し、認証決定、認証継続判断後2週間以内に組織に交付しなければならない。 審査報告書には、以下の事項を含めなければならない。</p> <p>a)審査工数の詳細 b)審査結果の総括 c)FSM・HACCP・GMPのセッション別所見 d)全要求事項に対する個別の評価結果 (適合・不適合) e)不適合の内容および判断根拠 f)特筆すべき良好な実践事例 g)審査の種類 (通知審査又は非通知審査) h)ISO/IEC 17021 9.4.8により要求されている事項</p>	<p>5.2.3 審査報告書</p> <p>1) 審査報告書の作成 ①審査報告書は、審査員が適切に審査を実施し、組織の適合性を判断していることを証明するための記録である。認証機関は、審査報告書の準備及び作成のための明確な仕組みを持たなければならない。認証機関は、この仕組みに従って審査報告書を作成し、認証決定、認証継続判断後2週間以内に組織に交付しなければならない。 審査報告書には、以下の事項を含めなければならない。</p> <p>a)審査工数の詳細 b)審査結果の総括 c)FSM・HACCP・GMPのセッション別所見 d)全要求事項に対する個別の評価結果 (適合・不適合) e)不適合の内容及び判断根拠 f)特筆すべき良好な実践事例 g)審査の種類 (通知審査又は非通知審査) h)ISO/IEC 17021-1 9.4.8により要求されている事項 i)本社機能を審査した場合、本社機能に関連して収集された情報及びその客観的証拠の内容 j)本社機能を審査した場合、審査をした機能及び/またはプロセスの特定</p>	<p>ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴い、“multi-site organization (マルチサイト組織)”が定義され、これに「中央機能 (central function) でマネジメントが制御され、製造工程が複数のサイトにまたがる場合」が含まれる旨が明記されたことを踏まえ、サイトとは別に本社機能が存在する場合の審査に係る要求事項を追加</p>
<p>5.2.4 認証された組織の登録 認証機関は、組織の認証の判定または、認証の変更をした後、認証された組織の情報を、その判定あるいは、変更のあった月の翌月15日までに協会に提出しなければならない。 認証機関は、下記情報が協会によって公表されることを、組織との間で合意しなければならない。</p> <p>1) 認証を受けた組織の名称と所在地 (英文またはローマ字の併記) 2) セクターまたはサブセクター、製品、製造工程および製造場所 (製造工程および製造場所は特定する必要がある場合に記載する) 3) 認証書発効日 4) 認証の有効期限 5) 認証の一時停止または取り消しの事実とその決定日 (該当事例のみ)</p>	<p>5.2.4 認証された組織の登録 認証機関は、組織の認証の判定または、認証の変更をした後、認証された組織の情報を、その判定あるいは、変更のあった月の翌月15日までに協会に提出しなければならない。 認証機関は、下記情報が協会によって公表されることを、組織との間で合意しなければならない。</p> <p>1) 認証を受けた組織の名称と所在地 (英文またはローマ字の併記) 2) セクターまたはサブセクター、製品、製造工程および製造場所 (製造工程及び製造場所は特定する必要がある場合に記載する) 、本社機能 (審査対象のみ) 3) 認証書発効日 4) 認証の有効期限 5) 認証の一時停止または取り消しの事実とその決定日 (該当事例のみ)</p>	<p>ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴い、“multi-site organization (マルチサイト組織)”が定義され、これに「中央機能 (central function) でマネジメントが制御され、製造工程が複数のサイトにまたがる場合」が含まれる旨が明記されたことを踏まえ、サイトとは別に本社機能が存在する場合の要求事項を追加</p>
<p>6. 要員・審査員に関する要求事項</p>	<p>6. 要員・審査員に関する要求事項</p>	
<p>6.1 要員に関する事項</p>	<p>6.1 要員に関する事項</p>	
<p>6.1.1 要員の力量 2) 認証機関は、その認定範囲にかかわらず、ISO/IEC 17021 付属書A、ISO/TS 22003付属書C、認証活動の機能を担う要員に対し、当該付属書に規定された力量を有していること、および特に協会が規定する要求事項に適合することを確実にするためのシステムと手順を持たなければならない。</p>	<p>6.1.1 要員の力量 2) 認証機関は、その認定範囲にかかわらず、ISO/IEC 17021-1 付属書A、ISO 22003-1付属書C、認証活動の機能を担う要員に対し、当該付属書に規定された力量を有していること、及び特に協会が規定する要求事項に適合することを確実にするためのシステムと手順を持たなければならない。</p>	<p>ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴う変更</p>
<p>6.1.4 要員への周知事項 認証機関は、本認証プログラムに関わる要員に、関係するすべての要求事項 (ISO/IEC 17021、ISO/TS 22003 およびIAF MD4) を周知しなければならない。</p>	<p>6.1.4 要員への周知事項 認証機関は、本認証プログラムに関わる要員に、関係するすべての要求事項 (ISO/IEC 17021-1、ISO 22003-1、IAF MD4 及びIAF MD25) を周知しなければならない。</p>	<p>ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴う変更、及び新規基準文書としてIAF MD25の追加</p>
<p>6.2 審査員に関する事項</p>	<p>6.2 審査員に関する事項</p>	
<p>6.2.1 審査員の力量 認証機関は、その認定範囲にかかわらず、審査を実施する審査員について、ISO/IEC 17021 および ISO/TS22003 および IAF MD4 に求められる力量を確実にし、以下の要件を確実にするためのシステムと手順を持たなければならない。</p>	<p>6.2.1 審査員の力量 認証機関は、その認定範囲にかかわらず、審査を実施する審査員について、ISO/IEC 17021-1 及び ISO 22003-1 及び IAF MD4 に求められる力量を確実にし、以下の要件を確実にするためのシステムと手順を持たなければならない。</p>	<p>ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴う変更</p>
<p>6.2.3 審査員の初回登録要件</p>	<p>6.2.3 審査員の初回登録要件 認証機関は、登録を希望する審査員を「JFS-C審査員 初回登録規程」に従って登録申請をしなければならない。</p>	<p>「JFS-C審査員 初回登録規程」の作成に伴い、関連表記の見直し</p>
<p>1) 認証機関は、登録を希望する審査員が、審査員の初回登録に先立ち、以下の要件を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>①品質マネジメントシステム又は食品安全マネジメントシステムに基づいた、審査の技能および知識並びに関連する法規制の知識を習得するための教育・訓練コース (原則として5日間40時間) の修了 ②コーデックス委員会の原則に基づいたHACCP (食品安全危害とリスク評価) の技能および知識を習得するための教育・訓練コース (最低2日間) またはそれと同等の研修の修了 ③①が定める教育・訓練プログラムの修了</p>	<p>1) 認証機関は、登録を希望する審査員が、審査員の初回登録に先立ち、以下の要件を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>①品質マネジメントシステム又は食品安全マネジメントシステムに基づいた、審査の技能及び知識並びに関連する法規制の知識を習得するための教育・訓練コース (原則として5日間40時間) の修了 ②コーデックス委員会の原則に基づいたHACCP (食品安全危害とリスク評価) の技能及び知識を習得するための教育・訓練コース (最低2日間) またはそれと同等の研修の修了 ③6.2.6 1) が定める教育・訓練プログラムの修了</p>	<p>「JFS-C審査員 初回登録規程」の作成に伴い、関連表記の見直し</p>
<p>3) 認証機関は、審査員の初回登録に先立ち、その審査員によるGFSI承認認証プログラムに対する審査の評価を行う。有能であるとの評価を下すまでに3回以上の審査の評価を必要とし、そのうち少なくとも1回は審査員の技能評価を行える者が立ち会う審査でなければならない。</p>	<p>3) 認証機関は、審査員の初回登録に先立ち、その審査員による審査の評価を「JFS-C審査員 初回登録規程」に従って行う。</p>	<p>「JFS-C審査員 初回登録規程」の作成に伴い、関連表記の見直し</p>
<p>6.2.4 審査実績と評価プログラム</p>	<p>6.2.4 審査実績と評価プログラム</p>	
<p>3) 審査員技能の再評価 協会は、登録された審査員が、上記6.2.4の1) ①または②の要求事項を満たしているかを、少なくとも年1回確認する。この要求事項を満たせない審査員がいる場合、協会は、当該審査員の登録を一時停止する。 認証機関は、一時停止を解除する際に6.2.3の3) の初回登録した審査員の評価プログラムに基づいて当該審査員を再評価し、この再評価結果の記録を提出するとともに、協会に登録の再申請を行うことができる。</p>	<p>3) 審査員技能の再評価 協会は、登録された審査員が、上記6.2.4の1) の要求事項を満たしているかを、少なくとも1回確認する。この要求事項を満たせない審査員がいる場合、協会は、当該審査員の登録を一時停止する。 認証機関は、一時停止を解除する際に6.2.3の3) の要件における審査の評価に基づいて当該審査員を再評価し、この再評価結果の記録を提出するとともに、協会に登録の再申請を行うことができる。</p>	<p>「JFS-C審査員 初回登録規程」の作成に伴い、関連表記の見直し</p>
<p>6.2.5 継続的な専門能力開発 認証機関は、全ての審査員が、セクターまたはサブセクターのベストプラクティス、食品安全、技術開発に関する最新の状況、関連する法律、規制要求事項などの情報を利用できるように仕向けなければならない。認証機関は、審査員が受講した関連するすべての教育・訓練を記録し維持しなければならない。</p>	<p>6.2.5 継続的な専門能力開発 1) 認証機関は、全ての審査員が、セクターまたはサブセクターのベストプラクティス、食品安全、技術開発に関する最新の状況、関連する法律、規制要求事項などの情報を利用できるように仕向けなければならない。認証機関は、審査員が受講した関連するすべての教育・訓練を記録し維持しなければならない。 2) 認証機関は、JFSMが「JFS-C 審査員 初回登録規程」にて提示したR0審査員からR1審査員へのステップアップの流れに則し、審査員の継続的な専門能力開発を促さなければならない。</p>	<p>「JFS-C審査員 初回登録規程」の作成に伴い、関連表記の見直し</p>
<p>6.2.6 審査員の教育・訓練 1) 講師による教育・訓練 ① 認証機関は、当該認証機関において審査員の教育・訓練を担当する者 (以下、「講師」という) に対し、協会が提供する教育・訓練を修了させなければならない。 ② 講師は、年次の上記教育・訓練に基づいた教育・訓練プログラムを構築し、審査員に対してそれを実施しなければならない。この教育・訓練プログラムには、次の各号に掲げる知識および技能の習得を含むこととする。</p> <p>a) JFS-C 規格および認証プログラムの知識 b) JFS-C 規格および認証プログラムの改版に関する知識 c) セクターまたはサブセクター固有の食品安全に関する知識 ③ 認証機関は、上記②の当該機関の教育・訓練プログラムを修了した審査員の理解度の程度を、試験、面接又はその他の方法で評価しなければならない。</p>	<p>6.2.6 審査員の教育・訓練 1) 認証機関は、当該認証機関において審査員の教育・訓練を担当する者 (以下、「講師」という) に対し、JFSMが提供する教育・訓練を修了させなければならない。JFSMが提供する教育・訓練には、JFS-C規格または認証プログラムに係る教育に関する資料の内容等が該当する。 2) 講師は、年次の上記教育・訓練に基づいた教育・訓練プログラムを構築し、審査員に対してそれを実施しなければならない。この教育・訓練プログラムには、次の各号に掲げる知識及び技能の習得を含むこととする。</p> <p>a) JFS-C規格及び認証プログラムの知識 b) JFS-C規格及び認証プログラムの改版に関する知識 c) セクターまたはサブセクター固有の食品安全に関する知識 3) 認証機関は、上記2)の当該機関の教育・訓練プログラムを修了した審査員の理解度の程度を、試験、面接又はその他の方法で評価しなければならない。</p>	<p>「JFS-C審査員 初回登録規程」の作成に伴い、関連表記の見直し</p>
<p>6.2.7 審査員のセクターまたはサブセクターの拡大 審査員は、審査範囲を拡大させるために、新しいセクターまたはサブセクターの教育・訓練プログラムを受けるとともに、6.2.3に記載の審査員の初回登録要件と同様に、新しいセクターまたはサブセクターについて、少なくとも3回の審査と、そのうち少なくとも1回は審査員の技能評価を行える者が同伴した立ち会い審査指導者が付いた審査を実施しなければならない。認証機関は、教育・訓練および審査の結果を考慮し、新しいセクターまたはサブセクターの審査を実行する力量を有しているか否かを評価し、審査範囲の拡大について承認しなければならない。</p>	<p>6.2.7 審査員のセクターまたはサブセクターの拡大 認証機関は、審査員の審査範囲を拡大させるために、新しいセクターまたはサブセクターの教育・訓練プログラムの受講を審査員に促すとともに、6.2.3に記載の「JFS-C審査員 初回登録規程」と同様に、新しいセクターまたはサブセクターについて、少なくとも3回の審査と、そのうち少なくとも1回は審査員の技能評価を行える者が同伴した立ち会い審査指導者が付いた審査を実施したことを確実にしなければならない。認証機関は、教育・訓練及び審査の結果を考慮し、新しいセクターまたはサブセクターの審査を実行する力量を有しているか否かを評価し、審査範囲の拡大について承認しなければならない。</p>	<p>「JFS-C審査員 初回登録規程」の作成に伴い、関連表記の見直し</p>
<p>6.3 テクニカルレビューに求める力量</p>	<p>6.3 テクニカルレビューに求める力量</p>	
<p>認証機関は、審査報告書のテクニカルレビューを行うテクニカルレビューアが、以下の力量を有することを確実にし、各レビューアの力量確認を記録しなければならない。</p> <p>1) ISO/IEC 17021、ISO/TS22003に求められる力量</p>	<p>認証機関は、審査報告書のテクニカルレビューを行うテクニカルレビューアが、以下の力量を有することを確実にし、各レビューアの力量確認を記録しなければならない。</p> <p>1) ISO/IEC 17021-1、ISO 22003-1に求められる力量</p>	<p>ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴う変更</p>
<p>6.4 審査立会評価員に求める力量</p>	<p>6.4 審査立会評価員に求める力量</p>	
<p>認証機関は、オンサイト審査における審査員の力量を評価する立会評価員が、以下の力量を有することを確実にし、各審査立会評価員の力量確認を記録しなければならない。</p> <p>1) ISO/IEC 17021、ISO/TS22003 に求められる力量</p>	<p>認証機関は、オンサイト審査における審査員の力量を評価する立会評価員が、以下の力量を有することを確実にし、各審査立会評価員の力量確認を記録しなければならない。</p> <p>1) ISO/IEC 17021-1、ISO 22003-1に求められる力量</p>	<p>ISO/TS 22003からISO 22003-1への改版に伴う変更</p>

※尚、文書全体に渡り、「および」の表記を「及び」に統一した。